



東京大学未来ビジョン研究センター（IFI）安全保障研究ユニット（SSU）

外務省外交・安全保障調査研究補助金事業

「経済安全保障分野における主要国の動向（米中欧）と日本が採るべき政策」

中国における経済安全保障概念の変遷と日本の対応

China's Changing Concept of Economic Security and Its implication to Japan

株式会社パナソニック総研 町田穂高

日本国内での経済安全保障に関する意識が高まっている。2022年5月に経済安全保障推進法が制定され、日本企業においても経済安全保障に対する備えを強化するところが増えている¹。日本で経済安全保障が議論される場合、それはほぼ中国が念頭に置かれている。それでは、その中国では経済安全保障はどう理解され、どのような取り組みが行われているのか。本稿では、中国の経済安全保障をめぐる議論及びその具体的な取り組みを整理し、それがどのように変化してきているかを概説した上で、日本の対中政策に対する政策的示唆を議論したい。

1. 中国における経済安全保障をめぐる議論

（1）経済安全保障の定義

中国の経済安全保障は外部から分かりにくい²。その理由には、政治体制に起因する不透明性等に加えて、そもそも経済安全保障（economic security）という概念が多義的であり、使用される場合によって様々な意味に使われていることに大きな原因がある³。例えば、鈴木(2021)は、経済安全保障を「経済的な側面から安全保障、すなわち国家の存立を維持・継続し、国家戦略上の目的を実現する」と定義する⁴。土屋(2021)は、「国家の経済的側面の安定や発展を阻害し得る脅威に対して対処すること、あるいはそうした脅威を抑止すること、あるいは脅威をもたらす対象に対して強制的な手段を含めた働きかけを行うことを含む包括的な概念」だとする⁵。Goodman etc.(2022)は、経済安全保障とは漠然とした概念であり、「経済成長と競争力を促進し、国家の安全を守り、国際的な経済環境を形成するような様々な政策」を含むとしている⁶。

中国においても、経済安全保障（中文：経済安全）には明確な定義が定まっていないと考えられている。顾海兵等(2014)は、中国の経済安全保障は、「経済への打撃を制御し、外部の打撃の中でも安定的に経済成長を維持すること」とする見方と、「一国の基本的経済制度と経済主権が損害を受けず、経済危機が制御されている状態」だとする見方に大別できるが、定義については百家争鳴の状態にあると指摘する⁷。同時に、顾等(2014)は、国外の議論では経済安全保障の定義はそれほど重要視されていないようだとし、先進国の経済安全保障は、新興経済体が投資等により自国の所有する（先進的な）技術やノウ



ハウを獲得するのを防ぐことに重点があり、途上国の経済安全保障は、自国経済の国外的な要素への依存を低下させることに重点があるとしている。また、陈斌等(2020)は、経済安全保障については様々な見方があるとし、「国家経済が正常に機能を維持し、内外の環境の干渉、威嚇、破壊を受けない状態」とする見方、「自らのメカニズムの建設を強化することを通じて、一国の経済に外部からのリスクに対応できる能力を備えさせ、国家の経済が外部からの攻撃にあったときにも安定して運営され、健康的に発展すること」とする見方、「外部からのリスクへの対応能力」とする見方、状態と能力の両者だとする見方等を指摘する⁸。

以上のことから、本稿において、経済安全保障については明確な定義は設けず、経済と安全保障が重なりあう領域といった程度の理解で留めておきたい⁹。

(2) 経済安全保障をめぐる議論の変遷

中国で最初に「経済安全保障」という言葉が使用されたのは、1994年に国务院直下のシンクタンクである中国社会科学院の研究者によるとされる¹⁰。その後、1997年の共産党第15回大会の報告には「国家の経済安全の擁護」の必要性が明確に指摘され、2002年の党第16回大会の報告においても「国家の経済安全に十分注意して擁護する」と明記された。その背景には、1997年に発生したアジア金融危機や、2001年に中国が世界貿易機関(WTO)に加盟したことが大きい。この時期、中国にとっては、グローバル経済が自国経済にどのようなリスクをもたらすかが重要な問題意識となり、「経済安全保障」概念も、国外からの脅威を制御し、自国の経済成長を継続させることといった文脈でとらえられていたものと考えられる。ただし、2007年の党第17回大会及び2012年の党第18回大会における総書記による報告には、「経済安全(経済安全保障)」という言葉は見られない。

2014年に開催された党中央国家安全委員会第1回会議における講話で、習近平総書記は、「総体国家安全観」を提起した。同講話は、総体国家安全保障を実現するためには、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態、資源、核という11項目の安全を一体とする国家安全体系を築く必要があると指摘した¹¹。

これを受けて2015年7月に成立した「国家安全法」では、国家の安全は「国家政権、主権、(中略)、経済社会の持続可能な発展及びその他の重大な利益が、相対的に危険がなく内外の脅威を受けない状態であり、及び安全な状態が持続することを保障する能力」であると規定された(第2条)。経済安全保障についてはやはり明確な定義を設けていないが、ここにいう「経済社会の持続可能な発展」が「相対的に危険がなく内外の脅威を受けない状態であり、及び安全な状態が持続することを保障する能力」というのが経済安全保障に該当する内容だと言える。同法では、経済安全保障に関わるものとして、「国家の基本的な経済制度及び社会主義経済秩序」「国民経済の最も重要な業界及び鍵となる分野、



重点産業、重要インフラ等」(第 19 条)、金融 (第 20 条)、資源 (第 21 条)、食糧 (第 22 条)、イノベーション及び技術 (第 24 条)、ネット及び情報 (第 25 条) 等を列挙している。

2. 中国の経済安全保障分野における具体的な取り組み

中国では、経済安全保障として、具体的にどのような取り組みが行われているのだろうか。上述のとおり、経済安全保障は多義的な概念であるため、厳格にこの政策が経済安全保障に関する取り組みで、この措置は経済安全保障に関する取り組みではないと整理することは困難である。管見の限りでは、中国の経済安全保障に関する取り組みの全体像を整理する研究は多くないが、ここでは、陈斌等(2020)の研究と土屋(2021)の研究を取り上げ、簡単に紹介する。

陈斌等(2020)は、中国では経済安全保障を具体化する措置はまだ発展途上だとした上で、以下の内容を具体的な取り組みとして紹介している。金融面では、2017 年に国务院金融安定発展委員会、2018 年に銀行保険監督管理委員会が設立された。投資面では、2019 年に成立した「外商投資法」によって、グローバル企業が中国製造業の基盤企業を買収するといった、緊急性のある経済安全上のリスクに対応できるようになった。資源面では、1996 年の「鉱産資源法」や 2004 年の「土地管理法」、「漁業法」等によって資源の安全が図られるようになった。これらを踏まえた上で、陈等は、中国の経済安全保障には、①必要な立法が欠如 (例えば、中国からの対外直接投資に関する立法がない)、②関係機関間の調整が不十分、③経済の安全を評価する指標が定まっていないといった問題があるとして、個別の分野における立法に加えて、国家経済安全保障に関する統一的な立法の必要性を主張している¹²。

土屋(2021)は、中国の経済安全保障の取り組みは、外国企業による国家安全に影響する分野への対中投資に対する事前審査や、市場の管理監督強化による安定の維持、資源の安定供給のためのチャネルの確保等、自国経済の保護に重点が置かれていると指摘する。その上で、具体的な取り組みとして、以下を指摘している。輸出管理の分野では、2020 年 10 月に「輸出管理法」が制定され、同法に基づき管理品目の輸出管理リストの第一弾として、2021 年 1 月に商用暗号が指定された。2020 年 8 月には「外国貿易法」に基づき、宇宙船トラッキング技術等が輸出禁止品目に、3D プリンターや無人機などが輸出制限品目に追加された。2020 年 9 月には「信頼できない実体 (エンティティ) リスト」の規定を公表し、同リストに掲載された外国エンティティによる中国との取引を禁止した。データ分野では、2015 年に「反テロ法」、2017 年に「サイバーセキュリティ法」及び「国家情報法」の制定、「データセキュリティ法」(2021 年 9 月施行)、「個人情報保護法」(2021 年 11 月施行)が制定された。その他、2020 年から 21 年にかけて外国企業による中国への直接投資への審査などを定めた「外商投資法」「外商投資安全審査弁法」が立法された。



2021 年 1 月には「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法」が施行され、中国国民又は法人が外国の法令の不当な域外適用に遭遇した場合には、中国政府がその妥当性を審査することとした¹³。

3. 中国の経済安全保障に見られる変化

(1) 国際環境の変化

土屋(2021)は、中国における経済安全保障という概念が 2018 年以降若干変化しているとも指摘している。すなわち、前述のような、国内経済の安定や管理監督の強化といった自国経済の保護を中心とした内容から、知的財産・データ・国内産業の保護、サプライチェーンの確保なども経済の「安全」と見なされつつあるとする¹⁴。

上述のとおり、経済安全保障は多義的な概念であり、中国の「国家安全法」は、①中国経済が安全な状態にあることと、②経済の安全を維持するための能力という 2 つの概念を含んだものとして経済安全保障を扱っている。一国の経済が「安全な状態」にあるといった時に、それが具体的にどのような状態を指すのかは、その国家の置かれている国際環境によって異なってくるのは当然である。2017 年頃から、中国を取りまく国際環境は急激に変化しており、その結果、中国の経済安全保障に関する取り組みに変化が生じたとしても不思議ではない。

この変化の背景には、米中対立は長く続くとの中国側の認識が基調にあると言える。中国は、トランプ政権から始まった、特定の分野において中国企業・製品を市場から排除する米国の動き（デカップリング）が短期間で終わるものではないことを認識しつつある。中国の目には、米国はバイデン政権の下で、日本や欧州を巻き込み、引き続き中国を市場から排除し、中国の経済成長を阻止しようとしていると見える。また、2022 年 2 月のロシアのウクライナ侵攻に対する欧米諸国による経済制裁を目の当たりにして、中国は、台湾への武力行使など一定の事態に至れば、欧米諸国から輸出制限や資産凍結といった経済制裁を受け、米ドルによる国際決済システムから排除されることも認識した。

むろん、中国としては、欧米諸国との関係をいわずらに悪化させ、欧米市場や欧米の先端技術へのアクセスを制限されたり、外資企業の中国離れを招いたりすることを決して望んでいない。現在の中国の最優先課題は、昨年 10 月の党第 20 回大会の報告が明確に指摘するとおり「質の高い発展」を維持することである。昨年の党大会以降、中国は欧米諸国との関係改善に努力しており、昨年 11 月の米中首脳会談やシュルツ独首相の訪中、本年 4 月のマクロン仏大統領の訪中等、西側諸国との関係をマネージする姿勢を継続している。

同時に、中国としては、欧米諸国の中国に対する厳しい見方が構造的・長期的なものであることを踏まえ、欧米を含む西側諸国から排除されたとしてもその影響を受けずに中国経済を正常に運営し、経済成長を持続させる必要があると考え始めている。そのために



は、欧米の先進的技術に頼らず自力で技術をキャッチアップさせることや、欧米企業なしにサプライチェーンを国内で完結させられるようにすること、国内の消費を拡大し欧米市場への依存度を下げること等が必要である。その結果、中国は経済安全保障の重点を中国経済の自律性、つまり自らの力で経済成長を継続させられるような「安全」のあり方に移しつつあるのではないかと考えられる。

以上の問題意識に基づき、中国の経済安全保障をめぐるこの 3-4 年の動向として、以下では、サプライチェーン、人民元、科学技術の 3 つの分野に注目して論じる。

（２）国内で完結するサプライチェーンの構築

中国は、国産製品を政府調達等で優遇することによって、国内において完結するサプライチェーンを構築し、中国経済の「安全」を確保する動きを強めている¹⁵。中国は 2001 年に WTO に加盟した際に政府調達協定を締結しておらず、2002 年に制定された「政府調達法」では、中国の政府調達における国産品の優遇を規定している。しかし、最近になって、中国は、パソコンや複合機といった一部 IT 製品について、内部調達によって外資企業を明示的に排除し始めた。以下の動きからその様相が分かる。

まず 2019 年頃から、在中国の日米欧企業団体は、中国による IT 製品の政府調達には、推奨企業や製品をリスト化した「安可目録」「信創目録」という内部リストがあり、データの「安全」を理由として、同リスト上から外国企業が排除されていると指摘し、その不透明性の改善を求め始めた¹⁶。

2021 年夏には、一部の医療機器や観測機器等について、政府調達で国産製品の購入割合を高める方針を定めた内部通知が発出されたと報じられた¹⁷。中国当局は同通知に関して否定も肯定もしていないが、中国のネット上では「内部文書」と書かれた同規則が閲覧できる状態にあり、事実上この「内部調達」の存在は追認されている。同通達は、政府調達における中国産製品の購入割合に枠をはめ、さらにその割合を上げていくことを定めている。この方針が実施されれば、対象となる医療機器や観測機器は、国産製品のみが使用されることになり、輸入品は排除される。中国では、医療機器が使われる病院は、大多数が公営である¹⁸。対象となった医療機器を製造する外国企業は、中国市場で生き残るためには生産拠点を中国に移すか、中国製部品を増やさざるを得ない。

また、中国当局は、政府調達だけでなく、新たな規制（「情報セキュリティ技術設備安全規範」）を導入し、国産化を強制しようとしている。この規制では、政府部門で使われるプリンターやコピー機、スキャナー等について、「安全」上の理由から、中国国内で設計から開発、生産まで完結することを求め、その遵守状況を検査する制度の導入が検討されている¹⁹。同規則は、本稿脱稿の時点（2023 年 5 月）ではまだ実施されていないが、政府調達の対象となるプリンター等は、設計段階を含めた生産の全過程を中国国内で完結する必要がある、これらを製造する外国企業は生産拠点の移転、開発を含めた技術の移転



を強いられる。2022 年 10 月に富士フイルムは上海の複合機工場を閉鎖し、中国からの撤退を決定したが、同決定はこれらの懸念によると思われる²⁰。

さらに、政府調達以外の方法を使った技術移転を強制する動きも見られる。2020 年以降、中国当局は、化粧品メーカーに対し、原材料や比率を明記した調合表の提出を義務づけ、原料メーカーにも成分比率の開示を求めるよう規制を強化した²¹。化粧品の成分に関する情報は企業秘密であり、この規制強化は企業に独自技術の開示を迫るものと言える。化粧品の組成情報等が中国側に渡れば、中国企業は同様の製品を作ることができる。これも、中国が国内で完結するサプライチェーンを築こうとする取り組みの一環と見ることができる。

(3) 人民元による国際取引の範囲の拡大

2000 年代より、中国では、人民元と経済安全保障との関係が意識されてきた。2008 年 7 月、朱民・中国人民銀行副総裁は、人民元の国際化を進め、その国際金融上の地位を高めることで中国経済の安全がより保障される旨述べている²²。2015 年には、海外との取引を人民元で行える決済システム CIPS(Cross-border Interbank Payment System)が立ち上げられた²³。ただし、CIPS に参加する金融機関は、CIPS に決済口座を保有する直接参加銀行と、直接参加銀行に口座を有する形で参加する間接参加銀行とに区分され、直接参加銀行と間接参加銀行間のやりとりは国際決済システム SWIFT(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)を通じて行われる。また、CIPS の送金通貨は人民元に限られ、日本を含めた西側諸国では米ドルによる決済が基本であるため、現時点では、CIPS が SWIFT を代替するのは困難だろう。SWIFT における人民元の使用割合もまだ極めて低い²⁴。

そのような中、中国メディアは、今年に入って人民元による直接決済を行う国が増えつつあると宣伝している。同報道によれば、本年 2 月、イラク中央銀行は、米ドルを通さず、人民元で直接対中貿易の決算を行うと発表した。3 月、ブラジル中央銀行は、ブラジルの外貨準備高に占める人民元の割合がユーロを抜いて第二位となった旨発表した。同じく 3 月には、中国海洋石油総会社とフランスのトタルエネジーズは人民元を用いて 5.6 万トンの天然ガスの売買取引を行った。4 月にはアルゼンチンが中国からの輸入にあたり米ドルの使用を止めて、人民元を使用する旨を表明した²⁵。

人民元には資本規制などの制約が多いため使い勝手が悪く、人民元を使った国際取引が実際どの程度進んでいくのかは、今後注視する必要がある。ただし、中国としては、上述のような人民元を利用した国際取引を増やし、国際貿易における米ドルへの依存を減らすことで、米ドルを使った国際決済システムから排除された場合でも中国経済が「安全」であることを確保したい狙いがあると考えられる。



（４）科学技術・イノベーション

昨年 10 月に行われた党第 20 回大会において、習近平指導部は、「質の高い発展」を中国の第一の課題とした上で、教育・科学技術・人材は経済発展の基礎であり戦略的土台であると指摘し、自主イノベーション能力の向上や高度な科学技術人材の育成を重要課題とした。その後、本年 3 月に行われた全国人民代表大会では、共産党と国务院の機構改革が採択され、その改革の一環として共産党に「中央科学技術委員会」が新たに設けられ、科学技術分野に対する党の指導が強まることになった。党指導部は、欧米諸国に依存せずに自主的に技術革新やイノベーションを行うことが必要と考え、科学技術能力や人材育成を重視し始めている。

また、中国では 2000 年代から、科学技術のイノベーションを行うために知的財産の保護を強化する必要性が指摘されてきている。習近平総書記も、2020 年 11 月に行われた党中央政治局集団学習会において、国家安全保障に関連する主要なコア技術に関する独立した研究開発とその保護を強化する必要性、法に従って国家安全保障に関連する知的財産の移転を管理する必要性を強調し、知的財産に関する法制度などの改善を求めている²⁶。

とはいえ、中国の科学技術は特定の分野で先進的であるものの、核心的な技術において欧米諸国にまだまだ立ち後れているといわざるを得ない²⁷。全ての分野において、中国が外国の力に頼らずに独力で技術のキャッチアップを行い、最先端の技術を手にすることは現実的ではない。それ故、習近平指導部は 3 期目に入っても「対外開放」を強調し、引き続き日本や欧米諸国からの外資企業の誘致を積極的に進めるのであろう。ただし、前述したとおり、中国では経済安全保障に対する意識が変化し、国家の安全に対する意識も胡錦濤政権以前に比べて高まっている。中国国内に誘致された外資企業には、常に技術の移転を強制されるリスク、中国国内で完結するサプライチェーンに取り込まれるリスクがあることを意識しておく必要がある。

4. まとめ

以上見てきたとおり、中国の経済安全保障は、長引く米中対立、及び特定分野における西側諸国との間のデカップリングを前提とし、中国経済を自律的に運営し、経済成長を持続させることに重点を移しつつある。これに関連して想起されるのは、2020 年 4 月に提起された「国内大循環を主体とした、国内国際双循環」という考えである。同構想は、抽象的で理解しにくく、その内容をめぐって中国国内でも様々な意見が戦わされる状況だったが、昨年 10 月の党第 20 回大会における共産党の党規約改正で、党規約に「双循環」という文言が書き込まれた。この「双循環」概念は、経済安全保障の観点から見れば、中国国内で完結するサプライチェーンを強化し、中国国内の消費を拡大させることで、欧米諸国との貿易や外国からの投資に依存しなくても回る経済システムを構築する、という考えだと理解できる²⁸。



では、経済の「安全」の軸足を自律性に移し始めた中国と、日本及び日本企業はどのように向き合うべきだろうか。中国市場の規模や日中企業間の相互依存性を考えれば、中国市場なくして日本企業の成長はあり得ず、日本経済の成長も難しい。ただし、中国は国を挙げて「安全」を盾に特定の領域で外資の排除を始め、技術の移転を求めるような動きを見せ始めており、日本政府としても前面に出て、日本企業を支援・保護していく必要がある。政府は、生産拠点を中国から移転する日本企業に対する経済的支援や、不透明・差別的な経済政策の是正を求める中国側への申入れといった既存の取り組みを一層強化すべきである。また、そのような企業支援や、ビジネス環境の改善を求める働きかけを効果的に行うため、人材面も含めた政府と企業との間の連携・意思疎通を一層強化していくことが不可欠である²⁹。

上記3で見たとおり、中国が経済の自律的運営を確保しようとするこの3-4年の動きは、米中対立を中心とした国際環境の変化に根ざしている。米国及び中国の国内政治の動向を考えれば、現在の潮流は容易に変わるものではなく、中長期的に継続していくことを覚悟する必要がある。この意味するところは、今の流れが続いていけば、国家戦略上重要とされるような経済分野では、米国を中心とする西側諸国の市場と、中国やロシアを中心とし途上国が多く含まれる市場とに世界の市場が分化していきかねないということである。日本企業は中国とのデカップリングを早まる必要はないとの指摘³⁰は正しいが、米国が中国を市場から排除（デカップル）しようとする分野は、現在の通信機器や半導体等といった分野から、今後、クリーンエネルギーや蓄電池などにも拡大していくことが予想される。日本企業としては、覚悟を決めて、中国市場向けのものは「地産地消」型で中国国内において完結するような形でビジネスを展開し、途上国においては中国の現地企業のような形でビジネスを行うようにする、といった工夫をしていくことが求められている。日本政府としても、戦略上重要と見なされうる産業分野に関する情報の提供等、日本企業のグローバル展開を支援していくことが必要である。日本政府も日本企業も、先を見通した戦略的な視点を持つことがますます求められるようになっていっていると言える。

【参考文献一覧】

〔日本語文献〕

一般財団法人国際経済連携推進センター（CFIEC）編（2023）『ウクライナ侵攻と世界：岐路に立つ国際秩序』産経新聞出版

川島真・21世紀政策研究所編著（2022）『習近平政権の国内統治と世界戦略：コロナ禍で立ち現れた中国を見る』勁草書房

木村福成編（2020）『これからの東アジア：保護主義の台頭とメガ FTAs』文眞堂

國分俊史（2020）『エコノミック・ステイトクラフト 経済安全保障の戦い』日経 BP

丁可編（2023）『米中経済対立：国際分業体制の再編と東アジアの対応』アジア経済研究所



長谷川将規 (2013)『経済安全保障：経済は安全保障にどのように利用されているのか』日本経済評論社

村山裕三 (2003)『経済安全保障を考える：海洋国家日本の選択』日本放送出版協会

村山裕三 (1996)『アメリカの経済安全保障戦略：軍事偏重からの転換と日米摩擦』PHP 研究所

村山裕三編著・鈴木一人他著 (2021)『米中の経済安全保障戦略：新興技術をめぐる新たな競争』芙蓉書房出版

[中国語文献]

陈斌、程永林 (2020)「中国国家经济安全研究的现状与展望」『中国人民大学学报』、2020 年第 1 期、pp.50-59。

顾海兵、王甲 (2018)「中国经济安全研究的文献计量分析：基于中文文献的分析」『南京社会科学』、2018 年第 3 期、pp.23-30。

顾海兵、詹莎莎、孙挺 (2014)「国家经济安全的战略性审视」『南京社会科学』、2014 年第 5 期、pp.20-26。

夏先良 (2020)「社会主义开放经济体制的构建与中国国家经济安全」『安徽师范大学学报(人文社会科学版)』2020 年第 2 期、pp.10-18。

张帅、顾海兵 (2020)「中国经济安全研究：误区再反思」『学术研究』、2020 年第 3 期、pp.80-87。

「中华人民共和国国家安全法」中央政府门户网站 (2015.07.01 来源：新华社)

<http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/01/content_2888316.htm>

[英語文献]

Doyle, Richard B. (2007), The U.S. National Security Strategy: Policy, Process, Problems, *Public Administration Review*, Vol.67, No.4 (Jul/Aug 2007), pp.624-629.

Goodman, Matthew P., Reynolds, Matthew and Fittipaldi, Julianne (2022), Economic Security in Emerging Markets: A Look at India, Vietnam, and Indonesia, *Center for Strategic and International Studies Briefs*, May 2022.

Myers, Lucas (2023), China's Economic Security Challenge: Difficulties Overcoming the Malacca Dilemma, *Georgetown Journal of International Affairs*, March 22, 2023,

<https://gjia.georgetown.edu/2023/03/22/chinas-economic-security-challenge-difficulties-overcoming-the-malacca-dilemma/> (accessed on May 6, 2023)

Tran, Hung (2022), Dual Circulation in China: A progress report, *EconoGraphics*, October 24, 2022,

<https://www.atlanticcouncil.org/blogs/econographics/dual-circulation-in-china-a-progress-report/> (accessed on May 6, 2023)



- ¹ 地経学研究所「経済安全保障に関する第2回日本企業100社アンケートの結果を発表」(API ニュース 2023年2月6日) <https://apinitiative.org/2023/02/06/43564/> (閲覧日: 2023年5月8日)
- ² 江藤名保子「中国の「経済安全保障」何をどう備えているのか」(API 地経学ブリーフィング) <https://toyokeizai.net/articles/-/651413> (閲覧日: 2023年5月6日)
- ³ 「経済安全保障概念」という概念の多義性については、例えば、長谷川(2013)や鈴木一人「エコノミック・ステイトクラフトと国際社会」村山編著(2021)21-22頁。長谷川(2013)は、「経済安全保障」を「安全保障のための経済的手段」と定義し、類似概念である「経済制裁」「経済戦争」「経済外交」「経済ステイトクラフト」「経済強制」等とは区別して扱うべきだと主張する。
- ⁴ 鈴木一人「エコノミック・ステイトクラフトと国際社会」村山編著(2021)22頁。
- ⁵ 土屋貴裕「経済の安全保障的側面: 国内法制度の整備」村山編著(2021)187頁。
- ⁶ Goodman, Matthew P., Reynolds, Matthew and Fittipaldi, Julianne (2022) p.1
- ⁷ 顾海兵、詹莎莎、孙挺(2014)p. 21
- ⁸ 陈斌、程永林(2020)p. 53
- ⁹ 経済安全保障に関するこのような理解は、村山(2003)53頁を参考にさせていただいた。
- ¹⁰ 中国における経済安全保障の概念の扱われ方については、陈斌、程永林(2020)p. 52。
- ¹¹ 土屋貴裕「経済の安全保障的側面: 国内法制度の整備」村山編著(2021)188頁。
- ¹² 陈斌、程永林(2020)pp. 56-58
- ¹³ 土屋貴裕「経済の安全保障的側面: 国内法制度の整備」村山編著(2021)189-201頁。
- ¹⁴ 前掲190頁。
- ¹⁵ この部分については、町田穂高「中国の「自国産業保護」日本が向き合う5大課題」(API 地経学ブリーフィング 2023年2月20日)を参照。
<https://apinitiative.org/2023/02/20/44065/> (閲覧日: 2023年5月8日)
- ¹⁶ 一例として、中国日本商会「中国経済と日本企業2020年白書」7頁。
https://www.cjcci.org/userfiles/200904_JP_All.pdf (閲覧日: 2023年5月8日)。
- ¹⁷ 「中国、国有企業に「バイ・チャイナ」目標ひそかに設定」ロイター通信、2021年8月2日、「中国政府調達、国産を優先 医療機器など315品目」日本経済新聞、2021年8月11日。
- ¹⁸ 経済産業省「医療国際展開カントリーレポート: 新興国等のヘルスケア市場環境に関する基本情報 中国編」2021年3月、
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryou/downloadfiles/pdf/countryreport_China.pdf (閲覧日: 2023年5月5日)
- ¹⁹ 「複合機 中国で設計要求 当局規制案 日米、技術流出懸念」東京読売新聞、2022年7月3日。
- ²⁰ 「富士フイルム系、中国の複合機工場閉鎖へ 売却を撤回」日本経済新聞、2022年10月24日。
- ²¹ 「世界秩序の行方第1部 攻防経済<2>中国 化粧品も標的に」東京読売新聞、2023年1月4日。
- ²² 「央行称应增强人民币国际地位保障经济安全」『北方经济』、2006年第8期、p.41
- ²³ 同システムのホームページ (<https://www.cips.com.cn/en/index/index.html>) によれば、本年3月現在の直接参加銀行は79行、間接参加銀行は1348行となっている。ただし、同じ銀行でも中国法人が直接参加銀行、海外支店が間接参加銀行となっている場合などがあり、参加している金融機関の数字には重複がある。
- ²⁴ 露口洋介「金融制裁とCIPS」科学技術振興機構、Science Portal China、2022年3月



23 日、

https://spc.jst.go.jp/experiences/tsuyuguchi/tsuyuguchi_2203.html （閲覧日：2023 年 5 月 5 日）

²⁵ 「多国启用人民币结算 人民币国际化进程加快」中国新闻网、2023 年 4 月 23 日、
<https://m.chinanews.com/wap/detail/sp/cj/shipin/cns-d/2023/04-28/news9999087.shtml> （閲覧日：2023 年 5 月 5 日）。日本でも、資源取引において人民元決済が拡大している旨報じるものとして、「中国、資源安定調達へ人民元決済を拡大 ドル揺さぶり」日本経済新聞、2023 年 4 月 9 日。

²⁶ 土屋貴裕「経済の安全保障的側面：国内法制度の整備」村山編著（2021）198 頁。

²⁷ 张帅、顾海兵(2020)p.86

²⁸ Tran, Hung. (2022).

²⁹ 詳細については、前掲町田穂高「中国の「自国産業保護」日本が向き合う 5 大課題」を参照されたい。

³⁰ 丸川知雄「日本はデカップリングを早まるな」一般財団法人国際経済連携推進センター（CFIEC）編（2023）70-76 頁。